



平成 27 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社メッツ
代 表 者 名 代表取締役社長 秋山 賢一
(コード番号:4744 東証マザーズ)
問 い 合 せ 先 取締役 総合企画部 部長 笠原 弘和
(電話番号:03-5733-5904)

当社株式の監理銘柄（確認中）指定見込みに関するお知らせ

当社株式は、東京証券取引所より平成27年4月1日付で監理銘柄（確認中）に指定される見込みとなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 経緯

当社が平成24年1月26日付で開示いたしました「当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」に記載したとおり、公開買付者による当社普通株式に対する公開買付けが平成24年1月27日から平成24年2月23日に実施され、公開買付けは成立いたしました。これを受け、東京証券取引所は、有価証券上場規程第603条第1項第6号（関連規則は同規程第601条第1項第9号a）の規定により、当社株式が平成24年2月24日から平成27年3月31日までを期日とした「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間に入る旨を公表しています。

2. 監理銘柄（確認中）指定の理由

当社は、新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査申請について、制度上、幹事取引参加者（幹事証券候補会社）が作成した確認書の提出が義務付けられていることから、証券会社各社に対して幹事就任を打診して参りましたが、現時点でも受諾を得るに至っておらず、結果、猶予期間の終了日である平成27年3月31日までに新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査申請を行なえなかったことから、監理銘柄（確認中）に指定される見込みです。

3. 猶予期間終了後の当社株式の取り扱い

平成27年3月31日までに当該審査が終了するに至らなかったため、当社株式は、平成27年4月1日より監理銘柄（確認中）に指定される見込みです。また、監理銘柄（確認中）指定後、審査申請が受け付けられた場合には、監理銘柄（審査中）に指定されます。当社株式は、監理銘柄（確認中）もしくは監理銘柄（審査中）に指定された場合におきましても、従来どおり売買が可能です。

なお、猶予期間終了後、最初の有価証券報告書提出日（平成27年6月下旬予定）から起算して8日目（休業日を除く）までに審査の申請が行われない場合には、当社株式は上場廃止決定による整理銘柄への指定が行われ、1カ月の整理売買を経た後に東証マザーズ市場への上場が廃止となります。

4. 監理銘柄（確認中）指定後の取り組みとご注意

当社は、今後とも新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査申請に向け取り組ん

で参る所存です。しかし、現時点で東京証券取引所へ審査申請を行える目処がたっておらず、上記の通り整理銘柄への指定に係る期限も迫ってきておりますので、当社株式を保有されている株主各位および当社株式の取得を検討されている投資家各位におかれましては、当社の状況について充分にご認識をいただきますようお願い申し上げます。

以上